

「モデル避難所マニュアル作成等業務」委託仕様書

1 業務名

モデル避難所マニュアル作成等業務

2 目的

避難者が多く発生する大規模災害時においても適切な避難所運営ができるよう、地域住民が自主的に避難所運営を行うことができる体制整備を推進するため、「住民による自主的な避難所運営ガイドライン」等に沿って、新たにモデル避難所マニュアル（より詳細な避難所運営の手引き）を作成する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 モデル避難所

避難所として指定されている以下の3施設を、本業務におけるモデル避難所とする。

市町名	施設名	住 所	施設種別	収容人数
上関町	総合文化センター	上関町室津 904-15	その他公共施設	300
田布施町	麻郷公民館	田布施町大字麻郷 1512-1	公民館	50
平生町	佐賀小学校体育館	平生町大字佐賀 2020	学校体育館	1,000

5 業務内容

(1) モデル避難所マニュアル等の作成

避難所レイアウトや資機材等リストを具体的に記載するなど、災害発生時に地域住民が実践的に活用できるモデル避難所マニュアルをモデル避難所ごとに作成する。

なお、作成にあたっては、「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」及び「住民による自主的な避難所運営ガイドライン」に沿った内容にするとともに、「(2) 地域検討会の実施」及び「(3) 避難所運営検討部会等への対応」において出された意見等を踏まえた内容とする。

また、他の避難所への横展開を図るため、モデル避難所ごとに、地域検討会での議論や訓練の状況を取りまとめ、市町や自主防災組織等が活用できる事例集を作成する。

(2) 地域検討会の実施

モデル避難所マニュアルの作成にあたり、対象となる市町、地域住民等との検討会

(以下「地域検討会」という。)を実施し、市町、地域住民等へのヒアリングやワークショップ、地域住民等による避難所開設・運営訓練等の実施により、モデル避難所マニュアルの実効性の向上を図る。

地域検討会は、各モデル避難所で4回程度開催することとし、地域検討会で必要となる資料の作成、必要備品の確保、議事録の作成を行うとともに、地域検討会での地域住民等に対する説明などを行うものとする。

なお、地域検討会の日程調整、参加者の調整、開催通知及び開催場所の確保は、県において実施する。

(3) 避難所運営検討部会等への対応

モデル避難所マニュアルの作成にあたり、「避難所運営検討部会及び避難所運営検討部会ワーキンググループ(以下「検討部会等」という。)」において、マニュアルの内容やスケジュール等について説明の上、委員からの意見等を踏まえ、マニュアルに反映させる。

そのため、検討部会等(4回程度開催予定)で必要となる資料の作成、検討部会への参加(Web参加可)、委員への検討内容の説明等、検討部会の運営を補助するものとする。

6 履行の確認

業務完了後は、業務完了報告書と合わせて、モデル避難所マニュアル及び事例集を県に電子データ(形式は別途指示)で提出すること。

7 その他の留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関連法令等を遵守すること。

(2) 著作権の帰属

本事業の作成物及びその著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、第三者が著作権を有する部分を除き、原則として委託者に帰属するものとする。

(3) 業務の継続が困難となった場合の措置

受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

①受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の取り消しができる。そのために委託者に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。

②その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、委託者及び受託者双方の責に帰すことができない事由に

より業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

(4) 費用負担

本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。

(5) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、受託者の提案書を基にして、委託者との協議により、業務を実施するものとする。提案書の内容は、委託者との協議を経て、仕様書の一部として取り扱うものとする。なお、この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合には、委託者と協議の上、決定すること。